

資料第 022-1 復興準備会の立上げ方針

1 「復興準備会」や「復興まちづくり協議会」の発足のケース

- (1) 町会・自治会→復興準備会→地域復興組織（復興まちづくり協議会）
- (2) 行政のよびかけ→復興準備会→地域復興組織（復興まちづくり協議会）

という基本的な手順以外にも、復興準備会や復興まちづくり協議会は発足できるものとする。

2 従前に「まちづくり協議会」がある場合

基本的に、そのまま「復興準備会」として移行し、それを母体に再編成して「地域復興組織（復興まちづくり協議会）」に移行できるようにする。

3 被害が少ないなどの区域

重点復興地区・復興促進地区など都市復興の重点地区に該当しない場合であっても、区民の中から自発的に復興まちづくり活動が展開してくる場合がある。そのような場合でも「復興準備会」を開催し、地域復興組織またはそれに準じる組織として、まちづくり支援を受けることができるようにする。

資料第 022-2 復興まちづくり協議会（地域復興組織）の規約案

（名称）

第1条 本会は ○○地区復興まちづくり協議会（以下「協議会」）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、○○地区の震災からの復興について協議し、○○となるまちづくりの推進を目的にする。

（会員と区域）

第3条 本会の会員は、○○地区（ 丁目）の居住者・事業者・及び土地建物の権利を有する人とする。なお、申し出た退会希望者は拒まない。

（活動）

第4条 第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- ア) 会員の総意を反映したまちづくり提案の作成と区への提出
- イ) まちづくりのための調査、研究、協議、企画、事業の実行
- ウ) 会員への広報、まちづくり啓発
- エ) 関係機関への働きかけ、その他、まちづくりに関する活動

（委員）

第5条 次の方法で委員を選出し、委員会を設置し、第4条の活動を行う。

- ア) 会員であって町会自治会、商店会、PTAなど地域活動組織から推薦されたもの
- イ) 会員であって、本協議会の目的を理解して委員となることを申し出たもの
- ウ) 本地区の復興まちづくりに寄与できることを委員会が認めたもの

（会長等）

第6条 会には会長1名、副会長若干名、運営委員若干名を置く。会長は、会を代表し、委員会、総会を招集し主催する。

-2 会長は委員の互選によって定める

（総会と委員会）

第7条 会長は、年1回以上協議会総会、及び委員会を招集する。

-2 総会は、区域に係わる復興に関する地域の総意を示す場とする。規約、まちづくり提案など会の重要事項は、総会での検討を経て最終的に効力をもつことにする。

-3 委員会は、総会の検討をふまえて、本協議会の運営及び会の活動をつかさどるものとする。

-4 会の重要事項について総会の開催が困難な場合は、アンケートなどをもって総会の検討に替えることができる。この場合、次回の総会に報告し承認を得なければならない。

（職務及び任期）

第8条 役員、委員の任期は2年とする。再任はさまたげない。

（運営等）

第9条 総会、委員会は会長が招集する。会員または委員の1/3以上の要請があった場合は、会長は総会または委員会を招集しなければならない。

-2 協議会において決定すべき事項については、会員・委員は相互に努力して合意に達

するものとする。

-3 会長は、目的の達成のため、広報部会、その他検討部会・街区別部会を置くことができる

-4 総会、委員会には会の承認をえたものは傍聴し参考意見を述べることができる。

-5 会長は、区に対して区職員や専門家の出席や資料提供を求めることができる。

(事務局)

第10条 事務局は練馬区〇〇〇に置く。

(改正)

第11条 この会則に変更が必要な場合は、委員会で定めることができる。変更した規約は次回の総会で報告し承認を得るものとする。

付則

本規約は 〇〇年〇月〇日より発効する。

※ その他 予算・決算・会計・個人等の活動の自由などを定めてもよい

資料第022-3 東京都が想定する合意形成プロセス

1 地域での合意形成の取組の必要性

被災後は居住者や地権者が一時転出することなどが想定され、平常時に比べて合意形成が難しい状況にある。しかし、一刻も早い復興のためには、効率よく議論を深め、まちの進むべき方向を共有すること（合意形成）が重要である。

ここでは、復興プロセス編で示している区市町村が認定する地域復興協議会について述べているが、認定をしない様々な協議会においても同様に考えることが望ましい。

2 具体的な方向

(1) 地域復興協議会の組織化

ア 震災後のまちづくり計画について検討を行うために、住民は地域復興協議会を組織化する。機運が盛り上がりにくい場合は、区市町村が組織化の呼びかけを行う。

イ 組織化に当たっては、事業等の導入が想定される単位又は町丁目、学校区等の既存の社会的圏域で区分し、既存まちづくり協議会がある場合はその会員の他、地権者や借家人、町会等の地元組織の役員、公募による選出者等、多様な住民により構成する。

ウ 地域復興協議会の組織化が困難な地域では、説明会やアンケート等で関係権利者の意向を把握し、意見集約を行う。

エ 地域復興協議会は、まちづくりの計画について検討する他に、コミュニティ再生計画や地域産業復興計画、福祉振興計画等の地域の状況に応じた様々な計画づくりについても検討を行うことが必要となる。（復興プロセス編参照）

(2) 地域復興協議会での検討

ア 地域復興協議会では、まちづくりの目標や骨格プラン、分野別の方針について検討を行い、「まちづくり提言」としてまとめ、区市町村に提言を行う。その際、被災地域外への一時転出者の意向を十分に踏まえることに留意する。

イ 被災地域外に一時転出した住民については、アンケートやヒアリング等を通して意向を把握する。

ウ 地域復興協議会は、復興まちづくり計画や個別事業の整備計画が策定された後の事業の推進や、完成施設の維持管理を担う等、まちづくりの主役として関わっていく。

(3) 一時転出者への対応

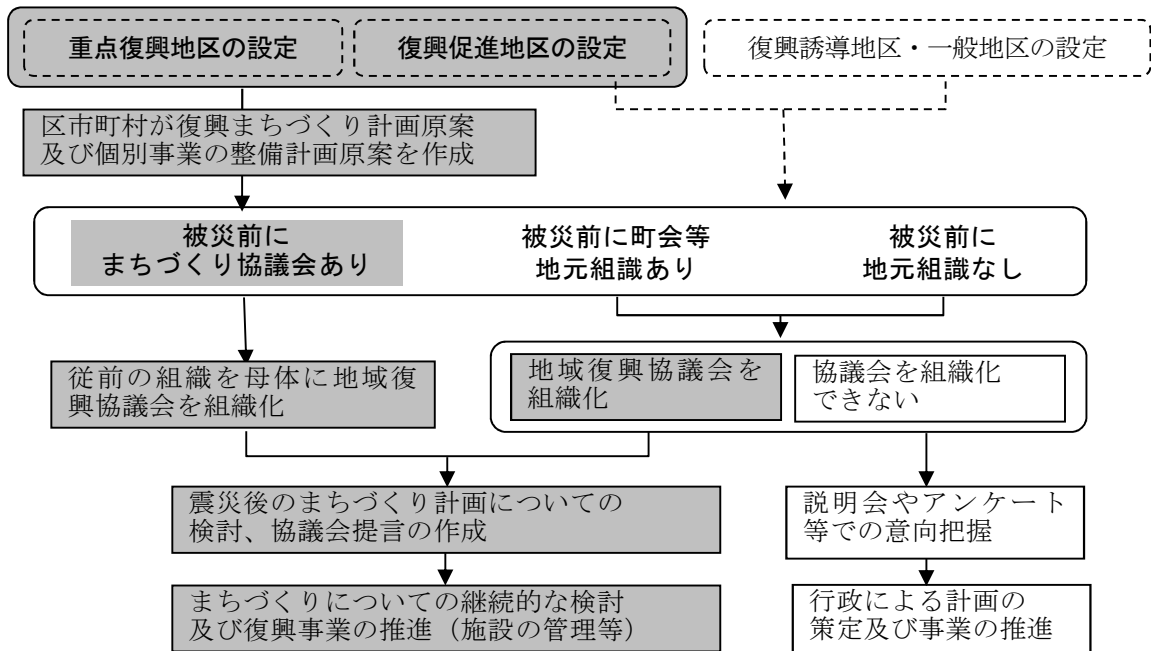
ア 一時転出者の連絡先の把握については、地域復興協議会が中心となり、転出先を書いた立て看板及び近所への伝言の有無等を確認し、転出先の把握に努める。また、郵便局に転送の届出が行われていると想定されるので、被災前の住所へ郵送し、転出先を連絡するように伝える。

イ 地域復興協議会への参画が困難な一時転出者の意向を把握するために、協議会の検討経過等の情報が一時転出者に伝えられる必要がある。郵送やインターネット、FAX 等を活用して、協議会における検討内容について十分な情報提供を行う。

(4) まちづくり専門家の配分調整

非常時の参加型まちづくりを迅速に進めるためには、区市町村において、同時に多くのまちづくり専門家の協力が必要となることから、効率的にまちづくり専門家を動員するために、都において専門家の配分調整を行う。

■合意形成の流れ



(参考) 復興地区区分別の考え方

地区区分	考え方	留意事項
重点復興地区	〈第一次建築制限～第二次建築制限(一般型)〉 建築基準法第84条の建築制に続き、被災市街地復興特別措置法(第5条、第7条)に基づく被災市街地復興推進地域指定による建築制限に移行し、その間に住民の合意形成を図り、復興まちづくり計画及び個別事業の整備計画(一部都市計画決定)の策定を順次進める。	1 被災市街地復興特別措置法第7条による最大2年の建築制限期間にとらわれず、なるべく早期に計画の策定が図られるように努める(3か月～6か月以内を目途とすることが望ましい)。 2 重点復興地区における一般的な方式とする。 3 復興都市計画(都市計画決定が必要な事業)の合意に至らない場合には、代替方策(任意事業導入など)を準備する。
	〈第一次建築制限のみ(短句型)〉 建築基準法の2か月の建築制限期間内に復興まちづくり計画及び個別事業の整備計画を策定(一部都市計画決定)し、その後住民との協議を行い事業決定へ進める。	1 震災前から事業導入の検討が進み、地元で合意形成がなされている。
復興促進地区	〈条例—都決型〉 条例による建築の届出・協議を実施するとともに、住民との復興まちづくりの協議を進め、一定の合意形成が得られた段階で都市計画決定を行い、引き続き事業決定を行う。	1 復興まちづくりへの地元機運の盛り上げを粘り強く働きかける。 2 復興都市計画(都市計画決定が必要な事業)の合意に至らない場合には、代替方策(任意事業導入など)を準備する。
	〈条例—任意型〉 条例による建築の届出・協議を実施するとともに、住民との復興まちづくりの協議を進め、復興まちづくり計画の策定し、それと連動する地区計画又は任意事業の導入を行う。	1 復興まちづくりへの地元機運の盛り上げを粘り強く働きかける。
復興誘導地区	〈誘導型〉 条例による建築の届出を実施するとともに、街区整備、建築誘導を可能なところから順次進めていく。	1 良好な建築物への誘導に力点を置く。

(出典：都震災復興マニュアル(復興施策編) P. 272-273)

資料第 022-4 地域復興協議会の事例（尼崎市築地地区）

地域復興協議会の事例

～阪神淡路大震災における尼崎市築地地区の復興委員会～

尼崎市築地地区では、下図に示すような復興委員会がつけられた。まさに、本マニュアルで示した地域復興協議会方式で復興に取り組んだ事例である。

1 地区の概況

- 尼崎城の城下町、江戸時代初期につくられたまち。街路も碁盤目状
- 人口：2,440人 世帯数：1,040世帯 面積13.7ha 人口密度：178人/ha
- 全世帯の7割が借家 持地持家は5割 敷地面積30坪未満の土地が7割
- 地盤沈下（1m50cm～1m80cm）と住工混在の問題を抱えていた。

2 被害状況

- 建物1,100戸 全半壊302戸 建物の80%が液状化によって傾斜・沈下

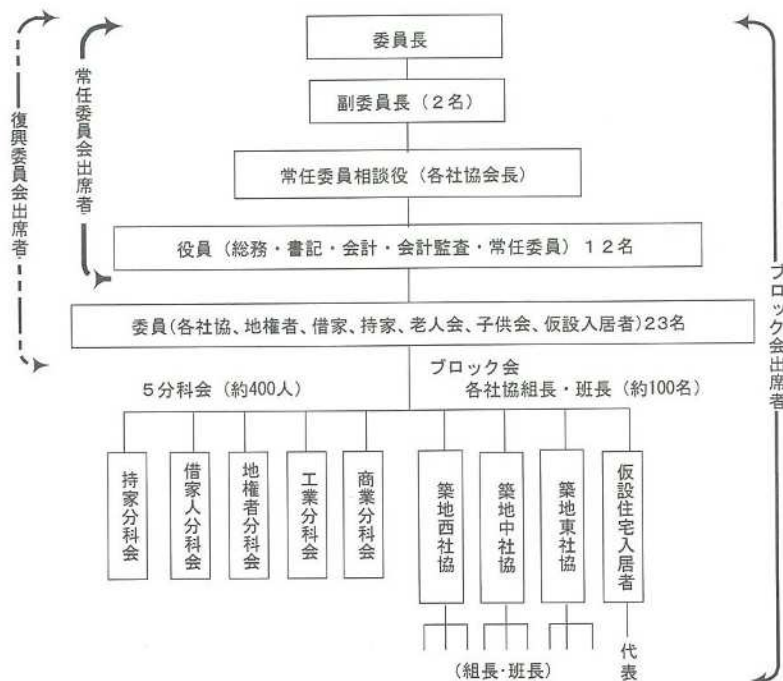
3 復興の歩み

- 平成7年2月26日 築地地区復興委員会発足（常任委18名、委員23名、合計41名）
- 5分科会＝約400名 ブロック会＝約100名 総勢＝約550名
- 半数の世帯が参加の復興委員会
- 5年間に延べ約250回の復興委員会を開催＝50回/年・4回/月
- 事業の選択はあくまでも地域住民が決めることを鉄則とした。
- 事業用仮設住宅を300戸建設
- もと住んでいた借家人がもとのように住めるよう、家主と協定し、家賃を据置いた。



（築地地区復興委員会の様子）

築地地区復興委員会組織図



資料第 022-5 復興まちづくり協議会（地域復興組織）の認定要件

1 認定要件（練馬区震災復興の推進に関する条例施行規則、第8条）

- (1) 地域協働復興に関する活動を目的とすること。
- (2) 団体の活動を行う区域（以下「地域協働復興区域」という。）が定められていること。
- (3) 主たる構成員が地域協働復興区域内の住民等（区民、事業を営む者、土地を所有する者または建築物を所有する者等。以下同じ。）であること。
- (4) 前号に規定する住民等のほか、団体の活動において、地域復興地区内に通勤または通学する者の参加の機会が保障されていること。
- (5) 名称、目的、代表者その他必要な事項を記載した規約を定めていること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める要件を満たしていること。

※ 地域復興組織として認定を受けようとする団体は、地域復興組織認定申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 留意事項

候補団体の中には、まちづくり条例のまちづくり協議会のように地域の賛意を得た有志による場合もある。この場合は、地域の総意の組織ではないので、地域合意の形成や時限的市街地の運営などに時間をかけることが必要となる。

復興まちづくり協議会の会員は、原則として地区に係わる全員とし、通例は委員会が決定し、重大な事案（役員の承認、区への提案）は総会またはそれに代わるもの（アンケート等）で最終決定するほうが意志決定がスムーズにできることに留意する。

なお、協議会委員の選定方法は、

1. 公募による個人参加
2. 公募及び団体推薦による個人参加
3. 団体代表参加（公募メンバーも1つの組織を作って参加）

のいずれかと考えられる。

資料第 022-6 練馬区震災復興の推進に関する条例

平成 20 年 12 月 15 日

条例第 50 号

(目的)

第1条 この条例は、練馬区(以下「区」という。)が地震により大規模な被害を受けた場合において、区民および区が協働して、被災市街地の整備に係る対策を総合的かつ計画的に推進することにより、災害に強い活力のある市街地を形成し、もって区民生活の安定と回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)の例による。

- 2 この条例において「震災復興事業」とは、地震により大規模な被害を受けた市街地の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。
- 3 この条例において「建築物等」とは、建築物および建築物以外の工作物で練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。

(区の責務)

第3条 区は、東京都および関係する地方公共団体と連携を図りつつ、被災後、速やかに区の都市の復興に関する基本的な方針(以下「練馬区都市復興基本方針」という。)を策定し、これを区民に広く公表するとともに、同方針に基づき震災復興事業を区民と協働して推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。

(区民等の責務)

- 第4条 区民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後は、自らの生活の再建に努めるとともに、震災復興事業に協力しなければならない。
- 2 区内で事業を営む者は、事業活動を行うに当たってその社会的責任を自覚し、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力しなければならない。

(復興本部の設置)

第5条 区長は、震災復興事業を速やかに実施するため、練馬区震災復興本部(以下「復興本部」という。)を設置する。

(組織)

- 第6条 復興本部に本部長、副本部長および本部員を置く。
- 2 本部長は、区長をもって充てる。
 - 3 本部長は、復興本部の事務を統括し、復興本部を代表する。
 - 4 副本部長および本部員は、本部長が練馬区職員のうちから指名する者をもって充てる。
 - 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

(部)

第7条 復興本部に部を置く。

2 部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(復興本部の廃止)

第8条 区長は、震災復興事業が進ちよくし、復興本部の設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止するものとする。

(復興対象地区の指定)

第9条 区長は、つぎの各号に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

(1) 重点復興地区 震災により、建築物等の集中的倒壊もしくは面的焼失または都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新(災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性および耐火性の高い建築物等の新築、改築または増築を行うことをいう。以下同じ。)および都市基盤施設の整備(以下「都市基盤施設の整備等」という。)を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区

(2) 復興促進地区 震災により、相当数の建築物等が倒壊または焼失し、さらに、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊もしくは面的焼失または都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区

(3) 復興誘導地区 震災により、建築物等が倒壊または焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 前項各号に規定する復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。

3 区長は、第1項の規定により復興対象地区を指定した場合は、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の変更等)

第10条 区長は、震災復興事業の進ちよく状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を変更し、または廃止することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(都市復興基本計画の策定)

第11条 区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、練馬区都市復興基本方針に基づき、区の震災復興事業を推進するための計画(以下「練馬区都市復興基本計画」という。)を速やかに策定し、これを区民に広く公表しなければならない。

2 区長は、前項の規定により練馬区都市復興基本計画を策定するに当たっては、区民の意見を聴取し、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(震災復興事業の推進)

第12条 区長は、第9条第1項第1号に規定する重点復興地区および同項第2号に規定する復興促進地区において、練馬区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第

第2編 第2章 第2節 1 復興まちづくり協議会の発足と認定

119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。))等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化の誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 区長は、第9条第1項第3号に規定する復興誘導地区において、練馬区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化の誘導その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民の意見を聴取し、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、必要に応じ、震災復興事業を行う者に対し、練馬区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

(地域復興組織の認定等)

第13条 区長は、地域協働復興(被災後において、区民が相互に協力し、ボランティア、区、国および地方公共団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建および居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に関する活動の推進を図るため、規則で定める団体を、地域復興組織として認定することができる。

(地域復興組織の支援)

第14条 区長は、地域復興組織に対して、情報の提供、相談体制の充実その他地域協働復興に関する活動に必要な支援を行うよう努めなければならない。

(被災市街地復興推進地域の指定)

第15条 区長は、第9条第1項第1号に規定する重点復興地区および同項第2号に規定する復興促進地区内において、土地の形質の変更または建築物等の新築、改築もしくは増築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

(建築行為の届出)

第16条 第9条第1項に規定する重点復興地区および復興促進地区(前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。)ならびに復興誘導地区内において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、つぎの各号に掲げる建築物等については、この限りでない。

- (1) 非常災害により必要な応急措置として建築するもの
- (2) 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築するもの
- (3) 都市計画事業の施行として建築するものおよび都市計画に適合して建築するもの
- (4) 自己の居住の用に供する住宅または自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で、つぎに掲げる要件に該当するもの
 - ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
 - イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造である

こと。

ウ 容易に移転し、または除却することができるものであること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等

2 前項の規定による届出の義務は、第9条第1項の規定により復興対象地区の指定をした日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

(情報の提供および協議)

第17条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性および耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2編 第2章 第2節 1 復興まちづくり協議会の発足と認定
資料第022-7 練馬区震災復興の推進に関する条例施行規則

平成20年12月16日

規則第89号

改正 平成26年10月27日規則第110号

平成27年2月18日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区震災復興の推進に関する条例(平成20年12月練馬区条例第50号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で定める用語の例による。

(建築物以外の工作物)

第3条 条例第2条第3項に規定する建築物以外の工作物で規則で定めるものは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第1項に規定する工作物とする。

(副本部長)

第4条 条例第6条第4項の規定により副本部長に充てるものとして本部長が指名する練馬区職員は、つぎに掲げる職にある者とする。

(1) 副区長

(2) 教育長

2 条例第6条第5項の規定による本部長の職務の代理は、都市整備部を担任する副区長(以下「担任副区長」という。)である副本部長がこれを行う。ただし、担任副区長である副本部長にも事故あるときは担任副区長以外の副区長である副本部長が、担任副区長以外の副区長である副本部長にも事故あるときは教育長である副本部長が本部長の職務を代理する。

(平26規則110・平27規則4・一部改正)

(本部員)

第5条 条例第6条第4項の規定により本部員に充てるものとして本部長が指名する練馬区職員は、練馬区組織規則(昭和48年12月練馬区規則第33号)第3条に規定する部長および室長、練馬区教育委員会事務局組織規則(平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号)第3条第1項に規定する部長、会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長ならびに議会事務局長の職にある者とする。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、練馬区職員のうちから本部員を指名することができる。

(部)

第6条 条例第7条第1項の規定により本部に置く部(以下「部」という。)の名称および分掌事項は別に定めるものとし、それぞれの部は、震災復興事業に係る事務事業を分担して行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、部に属すべき職員の所属等については本部長が定める。

(復興対象地区の指定の基準)

第7条 条例第9条第2項に規定する復興対象地区の指定の基準は、別表のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、つぎの各号に掲げる地区または地域内に復興促進地区が存するときは、当該地区を重点復興地区に指定することができる。

(1) 東京都市計画都市再開発の方針、東京都市計画住宅市街地の開発整備に関する方針および東京都市計画防災街区整備方針に位置づけられた地区

- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項の規定による都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的な都市施設が未整備な地域
- (3) 練馬区まちづくり条例(平成17年12月条例第95号)における重点地区まちづくり計画がある地区
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める地区

(地域復興組織の認定)

第8条 条例第13条の規則で定める団体は、つぎの各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 地域協働復興に関する活動を目的とすること。
- (2) 団体の活動を行う区域(以下「地域協働復興区域」という。)が定められていること。
- (3) 主たる構成員が地域協働復興区域内の住民等(区民、事業を営む者、土地を所有する者または建築物を所有する者等。以下同じ。)であること。
- (4) 前号に規定する住民等のほか、団体の活動において、地域復興地区内に通勤または通学する者の参加の機会が保障されていること。
- (5) 名称、目的、代表者その他必要な事項を記載した規約を定めていること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める要件を満たしていること。

2 地域復興組織として認定を受けようとする団体は、地域復興組織認定申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、地域復興組織として認定することが適当と認めるときは、速やかに地域復興組織認定通知書(第2号様式)により団体の代表に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(地域復興組織の活動等)

第9条 前条第3項の規定により地域復興組織として認定された団体(以下「復興まちづくり協議会」という。)は、地域協働復興の活動を通して、つぎの各号に掲げる内容について検討し、区長に提案することができる。

- (1) 地域協働復興区域内に係る都市復興基本計画の案の策定に関すること。
- (2) 地域協働復興区域内における震災復興事業の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域協働復興の推進に関して必要な事項

2 復興まちづくり協議会は、地域協働復興の活動に対して、区長に必要な支援を求めることができる。

(建築行為の届出)

第10条 条例第16条第1項の規定による建築行為の届出は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により確認の申請書を提出しようとする日の30日前までに、建築行為届出書(第3号様式)により行わなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成26年10月規則第110号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年2月規則第4号)

第2編 第2章 第2節 1 復興まちづくり協議会の発足と認定

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

重点復興地区	都市基盤未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	都市基盤未整備地区であって中被害地区であるものまたは都市基盤整備済地区であって大被害地区もしくは中被害地区であるもの
復興誘導地区	都市基盤未整備地区または基盤整備済地区であって小被害地区であるもの

備考

- 1 都市基盤未整備地区とは、被災前の都市基盤整備において都市基盤整備済地区に該当しない地区をいう。
- 2 都市基盤整備済地区とは、被災前の都市基盤整備状況において、土地区画整理事業、市街地再開発事業もしくは開発許可による住宅地開発事業等により整備された地区または区長が整備済みと判断した地区をいう。
- 3 大被害地区とは、被害度(街区における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋および全半焼家屋の棟数を合算した棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。)がおおむね80パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 4 中被害地区とは、被害度がおおむね50パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 5 小被害地区とは、大被害地区または中被害地区に該当しない地区であって、部分的な被害が見られる街区が連担した地区をいう。

第1号様式(第8条関係)

年 月 日

練馬区長殿

代表者住所

代表者氏名

電話

地域復興組織認定申請書

練馬区震災復興の推進に関する条例第13条の規定により、地域復興組織の認定を受けたいので、つぎのとおり申請します。

団体の名称	
構成人数	
復興に係る地区の区域	
復興に係る活動の目的および趣旨	
添付書類	<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 役員および委員名簿 <input type="checkbox"/> 復興に係る区域の図 <input type="checkbox"/> 主要な活動目的および準備会・会員意見聴取等の記録 <input type="checkbox"/> その他、区長が必要と認める書類

年 月 日

様

練馬区長

地域復興組織認定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域復興組織については、つぎのとおり認定しましたので通知します。

団体の名称	
代表者の氏名	
復興に係る地区の 区域	
認定の条件	

3号様式(第10条関係)

建築行為届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 練馬区長 様 建築主 住所 氏名 電話() — 練馬区震災復興の推進に関する条例第16条の規定により、つぎのとおり届け出ます。	
代理人の住所および 氏名	()級建築士 ()登録 号 ()級建築士事務所 ()登録 号 住所 氏名 電話() —
建築 計 画 の 概 要	住居表示 練馬区
	種別 建築物・工作物(1新築 2増築 3改築)
	主要用途
	敷地面積 m ²
	構造 1木造 2鉄骨 3RC 4その他()
	階数・高さ 地上 階・地下 階・高さ m
	工事予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

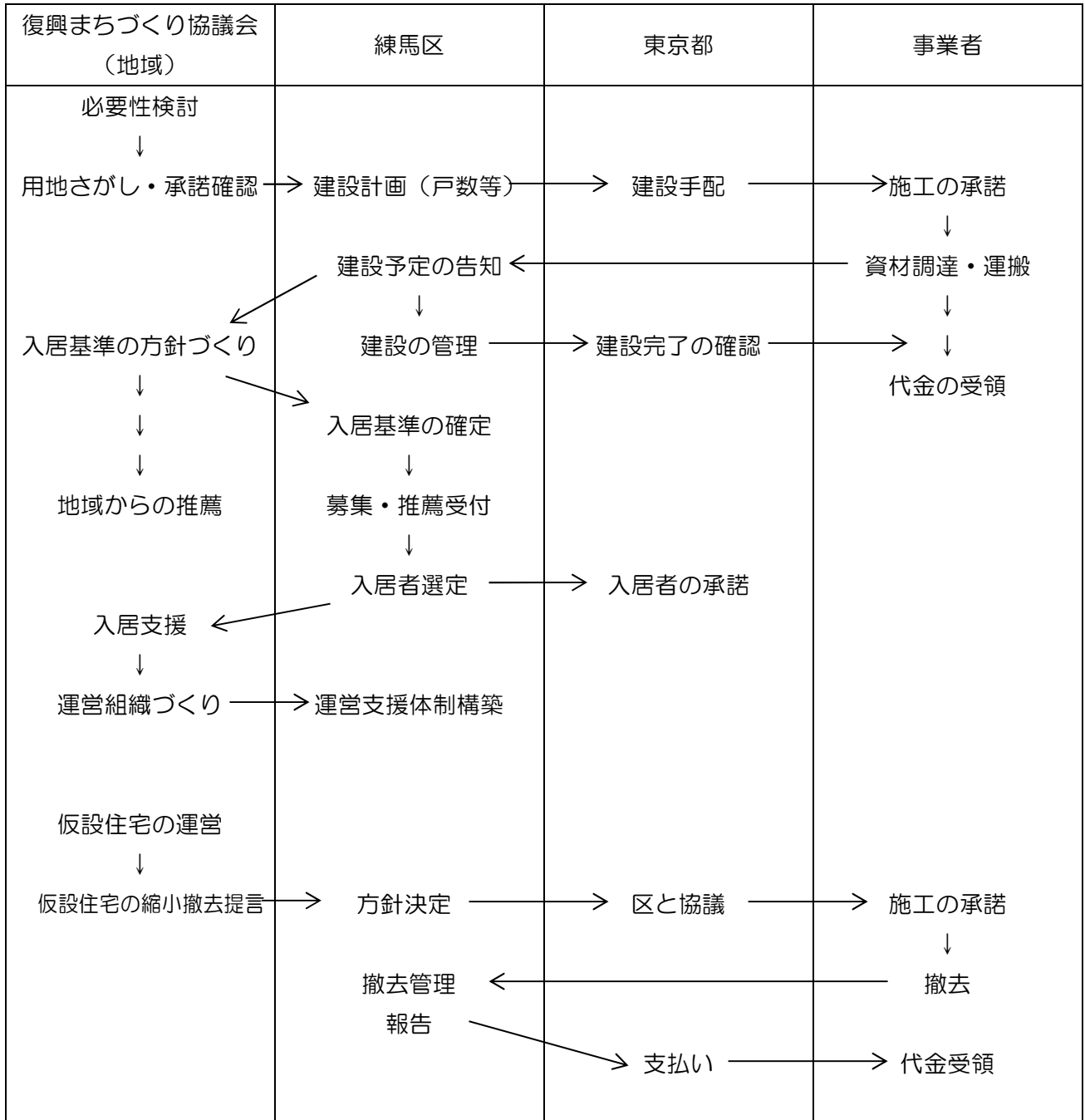
(裏面)

付近見取り図
配置図 ※建築物または工作物の概ねの配置を、敷地内に図示

主管課記入欄	建築確認申請受付日 年 月 日		
内容確認の結果等(確認日 年 月 日)			
課長	係長	担当	

資料第 022-8 時限的市街地<地域協働型>設置・運営の流れ

仮設建物の建設を、災害救助法の枠内の応急仮設住宅で行う場合を想定して示すと以下のとおりである。仮設店舗・事業所の場合も、復興まちづくり協議会内の提起を経て行うことにする。ただし、建設主体をどうするか、都との協議が必要である。



資料第 022-9 建設可能用地の確保

1 公共用地の確保

- 各種応急・復旧対策の調整を図り、応急仮設住宅の建設用地とする公共用地を確保する。

2 協定民間用地の確保

- 協定締結済みの民間用地の使用について、所有者に使用の確認をする。
- 使用のための所定の手続きを行う。
- 公共用地及び協定民間用地のみで不足が生じる場合は、協定民間用地以外の用地について調査を実施し、借地契約を締結する。

3 事業用仮設住宅の用地借上等

- 面的な被災地で、市街地再開発や土地区画整理事業などの都市計画決定が早期に行われた地区については、事業用仮設住宅の建設用地について、土地所有者の協力を得て借り上げる。

※応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっての留意点

- 応急仮設住宅の建設用地の利用に当たっては、原則として、(1) 公有地、(2) 国有地、(3) 企業等の民有地の順に選定する。なお、国有地の利用については、国有財産法第22条第1項第3号により、地方公共団体が災害時の応急措置の用に供するときは無償貸与をうけることができるとされている。
- 民有地の借上げについては、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

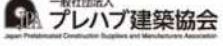
※他自治体の事例：神戸市における民有地利用(平成7年 阪神・淡路大震災)

阪神・淡路大震災では、仮設住宅建設用地として民有地の申し出が149件(電話対応は300件以上)、面積146haに達した。

しかし、特に個人所有地については、広さや借地期間等の問題があり、ほとんど利用できなかったため、会社等が所有する比較的規模の大きい用地が借用されることになった。

民有地の借用方法に関して、兵庫県は、原則無償で交渉したが、期間延長に当たっては有償の問題が発生した。

資料第 022-10 仮設住宅のタイプ等



一般社団法人
プレハブ建築協会
Japan Professional Construction Supplier and Manufacturer Association

サイトマップ

カスタム

協会について


戸建・賃貸

中高層建築

規格建築

教育委員会

プレハブ建築協会ホーム > 住まいの選び組み > 参考図面



災害対策のための体制

災害発生から避難・整備時まで

参考図面

防災訓練

成金補助住宅の建設状況など

災害への取り組みホーム

規格建築部会名簿


仮設仮設住宅（プレハブ建築）のできるまで

規格建築部会 TOP

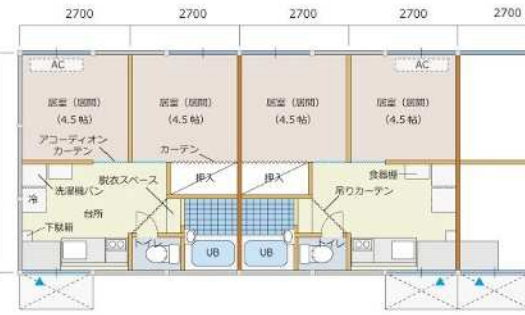
標準プラン

※メーカーによりモジュールが異なる為、標準的な寸法を記載しています。


単身用 1DK (約19.8㎡)



小家族用 2~3人用 2DK (約29.7㎡)



大家族用 4人以上 3K (約39.6㎡)





(出典：一般社団法人プレハブ建築協会ホームページ、「災害への取り組み」
<http://www.purekyo.or.jp/measures/index.html>)

(参考) 宮城県女川町の3階建て、2階建て仮設住宅の例



資料第 022-11 応急仮設住宅の規定、入居案

1 応急仮設住宅の基準：災害救助法施行細則（平成29年10月02日、規則第109号）

別表第一（第二条関係）より

応急仮設住宅

＜救助の対象及び方法＞

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

＜費用の種類及び限度額等＞

一 建設型仮設住宅

- (一) 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。
- (二) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、551万6千円以内とする。
- (三) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。
- (四) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できるものとする。
- (五) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

二 借上型仮設住宅

借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

＜救助の期間＞

- 一 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。
- 二 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- 三 建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。

2 地域内の時限的市街地の入居の考え方案（×は災害救助法の基準外）

×時限的市街地の用地提供者

×被災者の支援及び復興まちづくりに関わる事業関係者

○地域から離れることで大きい生活障害が生じる被災者（事業、医療福祉、学校等）

○高齢者、障害者及びそれらのケアを担う被災者

資料第 022-12 阪神・淡路大震災での仮設住宅への支援

(神戸市「阪神・淡路大震災神戸復興誌」から)

1 ふれあいセンター

50戸の1箇所、仮設プレハブ平屋建て、復興基金や市補助金で、ボランティア団体等が、センター管理・心身の増進、高齢者の生きがい創造、ふれあい交流、生活情報提供に関連する事業を行う。

2 民生委員・児童委員と地域見回り活動・ふれあい推進活動

民生委員等による要援護者実態調査をもとに、在宅65歳以上の一人暮らし・寝たきり・身体が弱い高齢者や在宅の身体障害者について生活状況把握等を行う。地域の民生委員協議会や隣接民生委員によって大規模仮設での見守り活動を行う。また、仮設住宅入居者の中から「ふれあい推進員」を任命し、福祉団体と入居者のパイプ役等をつとめてもらった。

3 仮設住宅における友愛訪問活動

社会福祉協議会の支援のもとで、自治会とタイアップしてボランティアが訪問活動を行う。

(1) 市民部（生活再建担当）：

仮設住宅の居住実態調査（生活支援アドバイザーの訪問等）恒久的住宅への移転促進、個別相談会実施

(2) 福祉部：

民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会と連携した見守り活動、高齢者障害者等要援護世帯への個別支援

(3) 保健部：

個人を対象とした見守り（問題を有する人への対応、アルコールカウンセリング、保健婦・管理栄養士の訪問等）、地域・集団に関する事業（仮設住宅入居者健康調査・健康診断の実施、健康教育、閉じこもり防止のゲーム歩こう会等、医師会等と連携したふれあい健康講座、コミュニティづくりのためのイベント・バザー、野菜市場、焼き芋、野点等）

(4) こころのケアセンター：

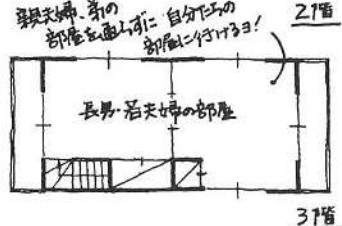
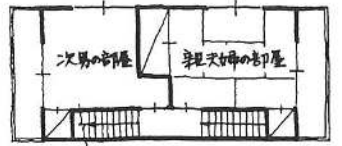
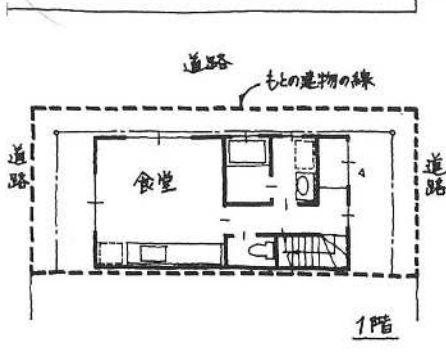
個別的対応と地域等への対応

資料第 022-13 復興まちづくり広報の事例（神戸市真野地区のニュース）

真野のこガンバレ!!

阪神大震災真野地区復興まちづくりニュース

第6号
平成7年4月10日月曜日
真野地区災害対策本部
発行人 岸野 賢治
編集長 清水 光久
☎078-671-9834



頭の痛い戸建住宅

— 建物安全相談の中から —

京都などの建物安全調査ネットワークの皆さんにご支援いただいで二ヶ月以上になります。その間、建物診断、見積りやブルーシート掛けの建物レスキューなど困っておられる家を次々訪問し、建物相談にのっていただきました。

その中で、つらいのは個別建替の話です。長屋はもともと、十坪から十五坪の小さな敷地いっぱい建っているものが多く全壊、全焼した家を個別で建替える場合、一般的に建坪が敷地面積の六割となり（建坪率）もとより小さくなります。六一八坪では家にならないと嘆いてこられる人が多くなりました。できるだけ何軒かですまっ

て共同の建替えをすすめていますが、地主、家主の関係や、なんといいってもお金のこともあり現実にはむずかしい問題です。そうした中で、力のある人は六一八坪の個別建替を計画するわけですが、その場合よく考えた設計、言い換えれば安全を第一に考えて、住みやすさを追求した建物が必要ではないでしょうか。

絵は、建築基準法で決められている道路巾の確保により敷地が減少し、さらに前述の建坪率により建坪の小さくなった個別建替の間取りですが、親子二世帯で住めるように工夫されています。

これは支援ネットワークの方が描かれたものですが、建替えにあたっては、法規制を考慮した上で住まい方であった住宅を慎重に計画したいものです。

シリーズ⑥

長かった一日——一月十七日

伊藤鉄夫さん、彼は真野同志会の副会長であり、浜添通五、六丁目の自治会副会長でもある。現在は多くの人に喜ばれている建物レスキュー隊長として、毎週日曜日、屋根のブルーシート張りに出勤している。

さて、彼の震災体験は生々しい。彼のように、震災直後に神戸を三宮から長田までまのあたりにした人はいないだろう。彼は大型トレーラーの運転手である。朝が早い。

一月十七日の五時四十六分、トレーラーにコンテナをつないで発進した時、地震がきた。追突されたのだと思ひ、あわててブレーキを踏んだが車は止まらない。激しい揺れがおさまったときである。真暗だった東の空が真赤になったという。ミシミシという音と同時に地割れが走り、岸壁がくずれ、クレインが傾き、他の車が海に落ちていく。目の前の道路にジワッと泥水がわき出して道路がなくなった。背筋に寒気が走った。SFの世界に入ったようだった。鳥が沈没するのではないかと不安になった。

車を乗り捨てて歩き始めたがまるで底なし沼のように足が抜けない。とりあえず歩いて帰るしかない。夜が明けた神戸大橋



真野地区スケッチ 3

東尻池町六丁目付近、長田美術という印刷所や東側の長屋が倒壊した。西側の南尻池公園は、被災者のテント村になっている。

は歩く人、自転車、バイクの人々で気味悪い程静かだった。西の方、つまり伊藤さんに自宅の方向は火災の煙で天まで真黒だった。気はあせるが時間がかかった。家にたどり着くまで四時間かかった。

三宮のビルの倒壊、菅原市場の火災を横に見て、真野地区はまだまじだった。すると目頭があつくなくなった。

その日の夕刻から親友の炭谷さんと毛布などの物資配給に走りまわった。一人ももれなく渡すために。寒さで倒れる人が出ないように。まるで戦争だった。

資料第 022-14 みどりのまちづくりセンターの専門家派遣支援制度

1 申請先

みどりのまちづくりセンター

(練馬区豊玉北 5-29-8 練馬センタービル 3階 (公財) 練馬区環境まちづくり公社内)

2 派遣申請の要件

専門家の派遣を申請することができる者は、つぎの各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第 25 条第 5 項に規定する総合型地区まちづくり準備会または同条第 1 項に規定する総合型地区まちづくり協議会
- (2) 条例第 30 条第 5 項に規定する施設管理型地区まちづくり準備会または同条第 1 項に規定する施設管理型地区まちづくり協議会
- (3) 条例第 35 条第 1 項に規定するテーマ型まちづくり協議会
- (4) 少なくとも 3 人以上の住民等のグループによる申請であり、かつ、申請によるまちづくりの趣旨が練馬区都市計画マスタープランまたは条例第 4 条第 1 項に基づくまちづくりの計画の趣旨に適合していること。

3 派遣手続

派遣申請書により公益財団法人練馬区環境まちづくり公社理事長に申請をする。

4 支援内容

- (1) 地域のまちづくり活動に関する学習、調査、研究等について支援すること。
- (2) 地域のまちづくり活動を進めるうえで専門的なアドバイス等を行うこと。
- (3) 地域の良好な景観まちづくりを目的とした活動について支援すること。
- (4) その他まちづくりを推進するために必要な支援を行うこと。

5 派遣期間および派遣回数

別表第 1 に定めるとおり。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、別表第 1 に定める専門家の派遣期間または派遣回数の限度を超えて専門家を派遣することができる。

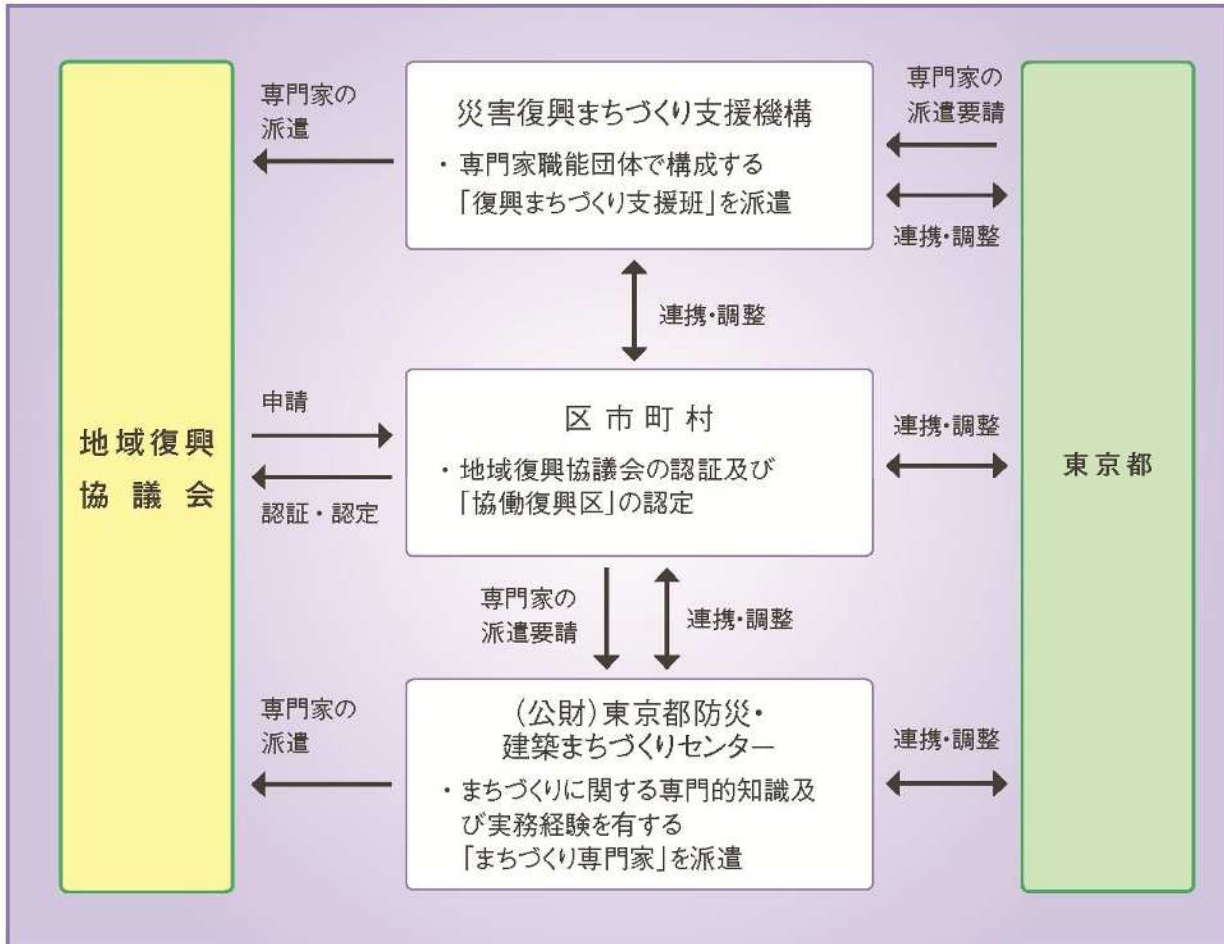
別表第1（第8条、第11条関係）

対象団体	支援内容	派遣期間	派遣回数	派遣の態様
3人以上の 住民等のグ ループ	① 地域のまちづくり 活動に係る学習、 調査、研究等につ いての支援 ② 地域のまちづくり 活動を進めるうえ での専門的なアド バイス等 ③ 地域の良好な景 観まちづくりを目 的とした活動の支 援 ④ その他まちづく りを推進するために 必要な支援	通算2会計年度ま で。ただし、理事長 が必要と認めるとき は、延長することが できる。	1会計年度当たり10 回・人まで。ただし、 理事長が必要と認 めるときは、派遣回 数を増加することが できる。	登録専門家を1分野 につき1人派遣す る。ただし、会議の 記録作成のために 当該専門家の負担 で登録専門家でな い者を補助者として 使用することを妨げ ない。
準 備 会	① 準備会が目指す まちづくりの論点 整理 ② 準備会が目指す まちづくり実現の ための制度、手法 等の紹介 ③ 準備会が協議会 の認定を受けるた めの合意形成	同上	同上	同上
協 議 会	① まちづくりに関す る知識、技術等の 紹介 ② まちづくり計画の 内容の整理 ③ まちづくり計画案 の作成 ④ まちづくり計画案 提案のための合 意形成	通算3会計年度ま で。ただし、理事長 が必要と認めるとき は、延長することが できる。	同上	同上

（参考：公益財団法人練馬区環境まちづくり公社まちづくり専門家派遣要綱（平成28年4月改正））

資料第 022-15 東京都によるまちづくり専門家の配分調整

非常時の参加型まちづくりを迅速に進めるためには、区市町村において、同時に多くのまちづくり専門家の協力が必要となることから、効率的にまちづくり専門家を動員するために、都において専門家の配分調整を行う。



(出典：都震災復興マニュアル（復興プロセス編）P. 15)

資料第 022-16 復興まちづくり計画の策定

1 復興まちづくり計画の提案

練馬区まちづくり条例では、提案への賛意の確認、計画提案に対する意見募集や協議会による回答を行うという措置を定めている。(参考 練馬区まちづくり条例第 26 条参照)

復興まちづくりにおいては時間的制約の点で、区が協議会提案を受けて計画案を策定し、さらにそれに対する住民意見反映を協議会の意見を受けながら区が行う、という仕組みを原則にする。

2 復興まちづくり計画の策定

平常時のまちづくり条例では、協議会・地区住民・区長のやりとりの中で認定計画がつくられるが、復興まちづくり計画は、時間的な迅速性の観点から区長が定めるものとし、定めるにあたって協議会・地区住民の意見反映を十分に行うとともに、全体の復興に係わる審議組織に付議して定める。

資料第 022-17 【参考】神戸市真野地区の復興まちづくり活動例

阪神・淡路大震災でもっとも顕著な復興まちづくり活動を展開した地区の1つが、住民によるまちづくりを古くから進めている神戸市真野地区である。地区の災害対策本部の設置、被災者へのアンケート、避難者・転出者調査など各種調査、市県への働きかけなどに協議会として取り組むとともに、被災住民のケア・地区内外のイベントなどについても自治会と協調して以下のような復興まちづくり活動を展開した。

◆震災後2ヶ月～1年

- ・広報誌「真野っこガンバレ」発行（1995. 3. 6～）
- ・建物相談／建物レスキュー隊／建物補修（1995. 3～）
- ・真野支援コンサート（1995. 3～）
- ・真野支援基金づくり（1995. 3～）
- ・真野っこ花祭り（1995. 3～）
- ・七夕まつり（1995. 7～）
- ・建物修繕ネットワーク（1995. 8～）
- ・精霊流し、盆踊り大会（1995. 8～）
- ・地藏盆（1995. 8～）
- ・小学校運動会（1995. 10～）
- ・子ども会バーベキュー（1995. 11～）
- ・チャリティバザー（1995. 11～）
- ・防災訓練（1995. 11～）
- ・子ども会クリスマス（1995. 12～）
- ・年末警戒（1995. 12～）
- ・復興1周年餅つき大会（1996. 1～）
- ・ふれあいのまちづくり協議会（1996. 1～）

◆平成17年の例(主催者は婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、子ども会など様々)

- ・新年をぜんざいで祝う会
- ・地区総合防災訓練
- ・1. 17 希望の灯り
- ・ふれあい寒もちつき
- ・荒熊祭（郷土祭礼行事）
- ・食肉祭り（食肉市場で）
- ・真野同志会チャリティバザー
- ・ふれあい花祭り
- ・神戸まつり子ども御輿